



あいづ

〔発行〕自治労

福島県本部会津総支部

〔所在地〕会津若松市西栄町

7-9 会津労働福祉会館2階

〔連絡先〕

jitirou.aizu@gmail.com

(携帯) 090-3361-8400

前回参院選「比例代表」組織内候補得票数

自治体名	得票数	組合員数	割合
会津若松市	44	819	5.4%
喜多方市	16	433	3.7%
下郷町	23	79	29.1%
只見町	29	78	37.2%
南会津町	86	208	41.3%
西会津町	19	106	17.9%
磐梯町	22	70	31.4%
猪苗代町	5	152	3.3%
会津坂下町	86	155	55.5%
湯川村	14	52	26.9%
柳津町	8	74	10.8%
金山町	12	54	22.2%
会津美里町	5	189	2.6%
計	369	2,469	14.9%

解説



上の表は、前回の参院選（2019年7月）における

...

- ①自治労組織内候補への個人名での投票数（得票数）
- ②2019年6月時点の各単組の組合員数（県本部組合費納入人員確定時の人数）
- ③組合員数における自治労組織内候補の得票数の割合

...

以上を記載したものです。

投票に行こう

7月10日参議院議員選挙投票日、忘れずに投票しよう！

参院選

7月10日参院選投票日

期日前投票制度を活用し、忘れずに投票しよう
「比例代表」「選挙区」とも候補者名で投票を

ご確認いただきたいと思います。

▼第26回参議院議員選挙の投票日（7月10日）まで、残りわずかとなりました。「比例代表選挙」「選挙区選挙」における両推薦候補も酷暑の中、各地を飛び回りながら有権者に支持を訴えています。

▼さて、そんな状況の中、今回の機関紙では、前回の参院選（2019年7月）比例代表選挙における自治労組織内候補の得票数（個人名での得票数）の組合員数に占める割合を

▼組合員数に占める割合はさらに少なくなるのではないかと思われます。組み方針は「組合員が3人に声をか

ける」です。しかしながら、実際に組合員数分の得票どころか、15%にも満たない得票数であったということです。

▼また、一覧をご覧いただいておかりのとおり、割合の高い単組、低い単組があり、選挙に関する単組の特性（支持政党等）はあるものの、



当面の日程

■7月15日（金）
10:00～県本部
第105回中央委員会
(福島市・とうほう
みんなの文化センター)



各単組における取り組みの強弱が出来ているのではないかと思います。

▼こういった状況を踏まえて、改めて各単組・各組合員の皆さんへの取り組み要請を行います。

①棄権しないで投票を

▼まずは、基本中の基本、棄権しないで投票することです。「うつかり忘れてた」というようなことのないように、あなたの大切な1票を投じてください。

▼期日前投票は、投票日の前日（9日）まで可能です。詳しくは、居住地の選挙管理委員会へお問い合わせください。



②比例区も個人名で投票を

▼参院選の比例代表は、政党名でも候補者名でも投票ができます。比例代表の当選は、各政党の得票数の割合で議席数を割り当てる「ドント方式」で決定しますが、その中で個人名での投票が多かつた順に当選することになります。

▼したがって、比例代表について



※組合員専用ページPW→「7777」

総支部ホームページ

※組合員専用ページPW→「7777」

《自治労共済 掛金試算QRコード》

じちろうマイカー共済

アクセスコード「jichiro」

①車検証、②現在ご加入の保険証書をお手元にご準備ください。



団体生命共済（新制度）



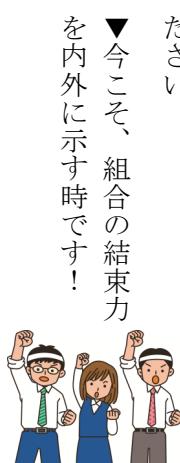
も、選挙区同様に推薦決定している候補者「個人名」での投票を徹底してください。

▼比例区・選挙区それぞれの推薦決定候補者については、単組執行部へお問い合わせいただき、左の総支部ホームページ（QRコードより）にてご確認ください。

③組合員への声掛けを

▼表面の一覧表にあるとおり、比例区における自治労組織内候補の得票数は、組合員数の15%にも満たないのが現状です。

▼単組においても推薦決定しているにもかかわらず、得票数が組合員数に遠く及ばない。これはなぜでしょうか？単組役員が組合員の皆さんと話し合い、推薦決定に至るに至った経過や、なぜ、組織内議員が必要なのか（5月25日発行の機関紙「あいづ」第374号をご参照ください）について、話し合いをしてください。そして、必ず投票に行って、「比例区も個人名で投票すること」を確認してください。



つた経過や、組織内議員の必要性などを十分に説明できていないからなのではないでしょうか？

▼参院選の投票日まで、残りわずかです。今一度、単組執行部が、今回の参院選に関して職場の組合員と話し合う機会をつくってください。そして、比例区・選挙区それぞれの推薦候補について、決定に至った経過や、なぜ、組織内議員が必要なのか（5月25日発行の機関紙「あいづ」第374号をご参照ください）について、話し合いをしてください。そして、必ず投票に行って、「比例区も個人名で投票すること」を確認してください。

編集後記



▼連日の酷暑、皆さん体調管理は万全ですか？

▼さて、前述のとおり5月25日発行の機関紙で「なぜ、組織内議員が必要なのか？」についても記載しました。その理由は、①組合が労使交渉を行い妥結しても、最終的には国会や自治体議会で決まりることが多い。②医療や福祉などの改善を法律や条例改正を通じて実現するためにも、政党や政治家に働きかけなければ実現しない。

だから組織内議員や協力議員が必要だということです。ぜひ、職場で議論を願っています（坂内）

